

防府市都市再生整備計画事業（佐波川新橋地区）

事後評価委員会設置要綱

平成30年3月28日制定

（設置）

第1条 本市の都市再生整備計画事業について、当該計画の目標の達成状況等に係る評価（以下「事後評価」という。）の手續等について審議を行うため、防府市都市再生整備計画（佐波川新橋地区）評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- （1）事後評価の手續き及び目標の達成状況の確認等に係ること。
- （2）今後のまちづくりの方策等に係ること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、都市計画及びまちづくりについて識見を有する者のうちから、市長が依頼する。
- 3 委員の任期は、事後評価の対象となる都市再生整備計画事業に係る検討が終了し、意見を述べるまでの期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、土木都市建設部河川港湾課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。